

事 務 連 絡
令和 8 年 1 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医薬品安定供給・流通確認システムの稼働開始に向けた周知について（依頼）

平素より、医薬品等の安定供給の確保に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）第 18 条の 3 第 1 項の規定に基づく出荷の停止又は制限のおそれの報告（以下「供給不安報告」という。）や薬機法第 18 条の 4 第 1 項の規定に基づく出荷停止等の届出（以下「供給状況報告」という。）については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の公布について」（令和 7 年 5 月 21 日付け医薬発 0521 第 1 号、産情発 0521 第 4 号厚生労働省医政局長、大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官連名通知）において、貴管下の関係機関等への周知徹底をお願いしたところです。

今般、供給状況報告の内容を医療現場や国民の皆様により迅速かつ簡便にお届けするとともに、製造販売業者における供給状況報告及び供給不安報告に係る事務負担を軽減するため、「医薬品安定供給・流通確認システム」（以下「システム」という。）を構築し、令和 8 年 4 月を目途に稼働開始することといたしました。

つきましては、稼働に向けた周知事項や依頼事項等について別添のとおり作成しました。製造販売業者における報告が適切になされるよう、周知方、御協力をお願いいたします。

また、システム操作説明会の開催案内等の各種情報を随時共有するため、サポートサイトも構築しております。サポートサイトにアクセスするための URL は、厚生労働省のメールアドレス（drug-shortage@mhlw.go.jp）から、供給状況報告の担当者のメールアドレス宛てに、令和 8 年 1 月 30 日（金）までに送信いたします。

製造販売業者におかれましては、受信確認及びアクセス可否の確認をお願いします。メールが届かない場合（過去に供給状況報告をこれまで行っていない製造販売業者を含む。）は、下記の照会先まで、お問い合わせいただくよう、併せ



て周知をお願いします。

記

【照会先】

厚生労働省 医政局医薬産業振興・医療情報企画課 医薬品等管理係

電話：03-3595-2421

メール：drug-shortage@mhlw.go.jp

以上